

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月1日から56年3月1日まで  
私は、昭和55年11月1日にA社に採用されたが、採用されてからの4か月間については、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

B社が保管しているA社の総勘定元帳(社会保険預り金勘定)により、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職員人事記録(職員カード)及びA社の総勘定元帳(社会保険預り金勘定)の写しにより、申立人が、A社に昭和55年11月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の総勘定元帳(社会保険預り金勘定)に計上されている申立人に係る厚生年金保険預り金額から、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、A社が申立人に係る被保険者資格の取得日を誤って昭和56年3月1日として届け出たこと、及び申立人に係る保険料の納付を行っていないことを認めている上、B社から提出された健康保険厚生年金保

険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しには、申立人の資格取得年月日は同年3月1日と記載され、オンライン記録と一致していることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る55年11月から56年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年11月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年11月から28年7月までの期間を4,500円、同年8月を6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から28年12月まで

社会保険事務所に対し、A社における厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

しかし、申立期間において、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和27年11月14日から28年9月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、名前及び生年月日の一部が異なるものの、申立人の旧姓と同じ姓で、厚生年金保険被保険者期間（資格取得日が昭和27年11月14日、資格喪失日が28年9月1日）が申立期間の一部と重複しており、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できるところ、i) 申立人が覚えている同僚（A社に係る被保険者期間は、昭和27年4月20日から28年8月17日まで）の証言から、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、当該事業所に勤務していたものと推認されること、ii) 当該事業所に係る被保険者名簿において、当該被保険者記録が確認できる者の名前が「\*」、生年月日が「昭和9年\*月\*日」と記載されているものの、当該被保険者記録が確認できる者の氏名及び生年月日は、申立人の氏名及び生年月日と類

似している上、当該被保険者名簿により、申立期間における被保険者記録が確認できる者のオンライン記録を見ると、当該被保険者名簿に記載されている氏名とオンライン記録で確認できる氏名の一部が異なる者及び当該被保険者名簿に記載されている生年月日とオンライン記録で確認できる生年月日の一部が異なる者が散見されること、iii) オンライン記録上、その氏名と生年月日とが一致する者の記録はほかに確認できないこと、iv) 前述の同僚は、「当時、申立人と似た名前の社員がいた記憶は無い。」としていることから、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 27 年 11 月 14 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28 年 9 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、昭和 27 年 11 月から 28 年 7 月までの期間を 4,500 円、同年 8 月を 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 27 年 4 月から同年 11 月 14 日までの期間及び 28 年 9 月 1 日から同年 12 月までの期間については、申立人は、A 社に入社した時期及び退社した時期を明確には覚えておらず、当該期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（前述の同僚を含む。）に事情を聴取しても、前述の同僚以外に申立人が当該事業所に勤務していたことを覚えている者がおらず、申立人が、当該期間において、当該事業所に勤務していたことを特定することができなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 27 年 4 月から同年 11 月 14 日までの期間及び 28 年 9 月 1 日から同年 12 月までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、27年2月から同年12月までの期間は4,500円、28年1月から同年4月までの期間は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月5日から28年5月1日まで

私は、昭和24年7月にA社が経営していたB社に採用され、長女を出産する直前の28年4月\*日まで継続して勤務しており、その間、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

しかし、私のA社における厚生年金保険被保険者記録が昭和27年2月5日までしか確認できず、申立期間において、被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、長女を出産する直前の昭和28年4月\*日までA社が経営していたB社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、事情を聴取することができた者のうちの2人は、それぞれ「私がB社に入社したときには、申立人は、既に勤務していた。私が入社してしばらくしてから、同じ仕事をしていた申立人の元夫から、『申立人と結婚を前提に交際している。』と聞いたことを覚えている。私は、昭和28年の秋ごろから約半年間入院していたが、申立人は、私が入院する前までは勤めており、出産間近まで勤務していたと思う。」、「私は、B社で申立人と同じ仕事を担

当していた。申立人が退職した日までは覚えていないが、申立人が、B社に勤務しているときに結婚し、妊娠してお腹が大きかったことは覚えている。」としている上、申立人の姉も、「妹は、結婚してから生活が苦しかったようなので、臨月までB社で働いていた。」としているほか、戸籍謄本により、申立人は、昭和28年\*月に元夫と婚姻し、同年\*月に長女を出産したことが確認できることから、申立人は、申立期間において、A社が経営していたB社に継続して勤務していたものと推認される。

また、申立期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる者で、事情を聴取できた者（前述の同僚二人を含む。）のうちの大部分の者が、本人がA社に勤務していた期間と被保険者期間は一致しているとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、昭和27年2月から同年12月までの期間は4,500円、28年1月から同年4月までの期間は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、現在の事業主は、「当時の資料等は、火災によりすべて焼失しており不明である。」としていることから、これを確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和33年12月15日に、資格喪失日に係る記録を34年1月8日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から24年1月1日まで  
② 昭和33年12月15日から34年1月8日まで

私が所持している船員手帳により、私が、昭和23年9月1日から24年2月21日までの期間においては、C社が所有するD丸に、33年12月15日から34年1月7日までの期間においては、A社が所有するE丸に乗っていたことが確認できる。

しかし、申立期間における船員保険加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人が、申立期間②において、A社が所有する船舶に乗っていたことが確認できる。

また、A社B支社の事業を継承しているF社傘下のG社の労務管理を行っているH社の船員保険の担当者は、「短期間であっても、乗組員を船員保険に加入させていたと思う。」としている上、A社B支社の船員保険の元担当者（申立期間②における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者）は、「私は、正確な時期は覚えていないが、A社で船員保険の事務を担当していた。A社では、短期間であっても、乗組員を船員保険に加入させていた。」



と証言している。

さらに、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、申立期間②を除くほかの期間においても、A社が所有する船舶に複数回乗っていたことが確認できるところ、当該船員手帳の写しに記載されている雇入日及び雇止日と、オンライン記録により確認できるA社B支社に係る船員保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日はおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和33年10月及び34年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、G社は不明としているが、申立期間②に行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立期間①を含む昭和23年9月1日から24年2月21日までの期間において、I社が所有する船舶に乗っていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録上、I社が船員保険を適用されていた期間は不明であるものの、I社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、最後にI社に係る船員保険被保険者資格を取得した者の資格取得日は昭和19年9月16日であり、申立人の氏名は確認できない上、申立期間①の直後の期間（昭和24年1月1日から同年2月21日まで）において、申立人のJ社に係る船員保険被保険者記録が確認でき、J社に係る被保険者記録が確認できる複数の者の証言により、C社に勤務していたとする船員についてはJ社に係る船員保険に加入していた可能性がうかがえるものの、J社に係る船員保険被保険者名簿により、J社が船員保険を適用されたのは23年12月1日であることが確認できることから、申立期間のうち、同年9月1日から同年12月1日までの期間については、J社は船員保険を適用されていなかった期間である。

また、申立人及びJ社に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、「当時、C社は、2船団で操業しており、1船団当たり2隻で、各船舶に10人程度が乗っていたので、1船団当たり20人程度の乗組員がいた。」としているところ、J社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、昭和23年12

月1日に被保険者資格を取得している者が20人、24年1月1日に被保険者資格を取得している者が22人確認できることから、申立期間①当時、C社は、2船団の乗組員のうち、1船団の乗組員については船員保険を適用された23年12月1日、別の1船団の乗組員については24年1月1日にI社に係る被保険者資格を取得させた可能性がうかがえる上、23年12月1日に被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた者の中に申立人を覚えている者はおらず、24年1月1日に被保険者資格を取得している者の中には、申立人が所持している船員手帳に記載されている船長及び申立人を覚えている者の氏名が確認できることから、申立人は、同年1月1日に被保険者資格を取得している者と同じ船団に所属していた可能性を否定できない。

さらに、申立人が覚えている同僚及びJ社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、同僚の証言から、C社と関連する船舶所有者であると考えられるK社及びL社については、これらの事業所に係る船員保険被保険者名簿により、船員保険を初めて適用された日が、それぞれ昭和24年1月1日及び同年3月1日であり、申立期間①の後であることが確認できる。

このほか、申立期間①において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正により、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 16 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成 19 年 8 月 16 日に、A 社に入社し、A 社が経営している B 社 C 支店で現在まで勤務している。

ねんきん定期便により、平成 19 年 8 月から 20 年 8 月までの期間の標準報酬月額が、当該期間における私の給与額及び保険料控除額に見合う額となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）に調査依頼したところ、当該期間の標準報酬月額は正しい記録に訂正されたものの、19 年 8 月から同年 11 月までの期間については、「時効のために訂正後の記録が年金額の計算の基礎に反映されない。」との回答であった。

申立期間の標準報酬月額が、年金額の計算の基礎に反映されるように年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 1 月に 9万8,000円から 53万円に訂正され

ていることが確認できるところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(53万円)ではなく、当初、記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)とされている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書の写し及びA社から提出された賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る給与支給明細書の写し及び賃金台帳の写しにより確認できる保険料控除額及び報酬月額から、53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から62年2月まで

私は、昭和51年8月にA県B市で店を開店し、同時に、B市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。国民年金の加入手続をしたのは両親のどちらかで、店の会計を担当していた母親が、国民年金保険料を納付していた。しかし、ねんきん特別便により、同年8月から62年2月までの期間が未納期間となっていることが分かった。同年3月25日に付加保険料の納付手続をした際に、それまでの納付記録が消えてしまったのではないかと思う。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の妻と連番で昭和62年3月1日以降に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親からは、申立人に係る加入手続や申立期間当時の国民年金保険料の納付方法に関する証言が得られず、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を「金融機関の口座振替により納付していた。」と主張しているが、申立人が国民年金保険料

を納付していたとする当該金融機関から提出された国民年金保険料・国民健康保険税口座振替依頼書の写し及び普通預金取引明細表によれば、申立人と申立人の妻の国民年金保険料の口座振替を開始する時期は、「昭和62年5月期から」とされ、昭和62年5月26日から、毎月、二人分の国民年金保険料が振り替えられていることが確認できるとともに、申立人は、「昭和62年3月25日に国民年金付加保険料の納付手続を行った。」と主張していることを踏まえると、申立人は、同年3月以降の国民年金保険料の納付を、申立期間の国民年金保険料の納付と誤認している可能性を否定できない。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年2月まで

私は、大学を卒業した昭和41年4月に実家が経営するA社に入社したが、当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、私の分と44年に国民年金の加入手続をした妹の分も含め、家族4人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

しかし、社会保険庁（当時）の記録によれば、両親や妹の国民年金保険料は、昭和47年2月まで納付済となっているのに、私は、41年4月から47年2月まで国民年金には未加入となっている。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険事務所（当時）の記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親からは、申立期間当時の納付状況等についての具体的な証言は無く、申立人の妹は、「申立期間当時、町内会の役員が国民年金保険料を集金していたが、その町内会の役員も亡くなっている。」としており、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から56年3月まで

私は、昭和52年11月に退職し、A町（現在は、B市）の実家に帰ってすぐに、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、納税組合で私の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和56年4月16日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたとする納税組合の申立人に係る台帳によれば、昭和55年度欄には斜線が引かれ、56年度欄の昭和56年4月から同年12月まで国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の父親は、国民年金加入手続きを行った同年4月から、納税組合に申立人の保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続き及び申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする父親はすでに死亡しており、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをう

かがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月から29年3月1日まで  
② 昭和29年5月20日から同年10月1日まで  
③ 昭和30年1月16日から同年3月1日まで  
④ 昭和30年6月30日から同年12月まで  
⑤ 昭和31年12月28日から32年6月30日まで

申立期間①及び②については、A社のB丸の船員として、申立期間③及び④については、C社のD丸の船員として、申立期間⑤については、E社のF丸の船員として、それぞれ勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）に対し、申立期間における船員保険被保険者期間を照会したところ、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務し、乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、既に確認されている申立人の船員保険被保険者記録（昭和29年3月1日から同年5月20日まで）から、申立人が乗っていた船舶の所有者は、社会保険庁（当時）の記録上、A社G支社として船員保険の適用を受けていたと推認されるところ、申立期間①及び②並びにその前後の期間において、A社G支社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた14人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が、A社が所有する船舶に乗っていた期間を特定することができなかつた上、14人のうちの11人は、自らが乗っていた船舶名をH丸としており、申立人が乗っていたとするB丸については覚えていないことから、申立人は、乗っていた船舶名を勘違いしている可能性を否定できない。

また、前述の 14 人に事情を聴取しても、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかつた上、A社G支社は既に船員保険を適用されておらず、A社の当時の事業主は既に死亡しており、事情を聴取することができなかつた。

さらに、A社G支社に係る申立期間①及び②並びにその前後の期間における船員保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の記録以外に申立人の氏名は確認できない上、A社G支社に係る被保険者名簿により確認できる所在地、複数の同僚の証言等により、申立期間①及び②当時、A社は、I社の関連事業所であったと推認されることから、I社に係る申立期間①及び②並びにその前後の期間における被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

申立期間③及び④については、申立期間③及び④並びにその前後の期間において、C社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうちの複数の者が、申立人が船員としてC社に勤務していたことを覚えているものの、勤務していた期間までは明確には覚えておらず、申立人が、申立期間③及び④において、船員としてC社に勤務していたことを特定することができなかつた。

また、申立期間③及び④当時、C社で社会保険の事務を担当していた者は、「当時、旧盆や旧正月は、休漁期であり、休漁期においては、すべての船員を雇止めとしていた。船員保険の資格取得や喪失に係る手続も雇入れや雇止めに合わせて行っていた。」と証言しており、前述のC社に係る被保険者記録が確認できる者のうちの複数の者も、「旧盆、旧正月は休漁期であった。」旨証言している上、オンライン記録により、申立人と同じ昭和 29 年 10 月 1 日にC社に係る船員保険被保険者資格を取得した者全員が、30 年 1 月 16 日に被保険者資格を喪失していること、及び申立人が、再度、被保険者資格を取得した同年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した者のうちのほとんどの者が、同年 8 月 27 日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、C社では漁期に合わせて船員保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る手続を行っていた可能性がうかがえる。

さらに、昭和 30 年 5 月 1 日にC社に係る被保険者資格を取得し、同年 8 月 27 日に被保険者資格を喪失している複数の者は、いずれも「申立人は、私よりも先に船を下りたと思う。」と証言している上、前述のC社で社会保険の事務を担当していた者は、「申立人が被保険者資格を喪失した日とされている 6 月 30 日ごろは、漁の最盛期であったため、C社側の都合で雇止めにしたとは考えられない。申立人は、申立人自身の都合により雇止めとなり、C社が申立人に係る被保険者資格喪失の手続を行ったものと思われる。」と証言しているほか、C社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、同年 8 月 27 日に被保険者資格を喪失している者の欄の備考欄には、「被証返納 30. 8. \*」と押印されているところ、申立人の欄の備考欄には、「始末書提出 30.

8. \*」と記載されていることから、申立人が、何らかの事情により、同年8月27日に被保険者資格を喪失した記録が確認できる船員よりも先に下船した可能性を否定できない。

加えて、C社は既に船員保険を適用されておらず、当時の事業主は既に死亡しており、C社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間③及び④に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間⑤については、E社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうちの複数の者が申立人を覚えているものの、いずれの者も、「漁期が終了したため、同じ船団の者は、全員が年末に雇止めとなり、正月休みに入った。」と証言している上、E社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録により、これらの証言者及び申立人を含む38人が、昭和31年12月28日にE社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、E社に係る被保険者記録が確認できる者（被保険者期間は、昭和31年4月1日から同年12月28日まで）から提出された船員手帳を見ると、その者が、漁期終了を雇止事由として同年12月27日に雇い止められていることが確認できる。

また、E社に係る申立期間⑤及びその前後の期間における船員保険被保険者名簿を見ても、既に確認されている申立人の記録以外に申立人の氏名は確認できない上、前述の38人のうち、過半数の者が、32年1月21日付け及び同年2月1日付けでJ社に係る被保険者資格を取得していることが確認できることから、J社に係る申立期間⑤及びその前後の期間における被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

さらに、E社は既に船員保険を適用されておらず、当時の事業主は不明である上、同僚から提出された船員手帳の船舶所有者欄に船舶管理人として記載されている者も既に死亡しており、E社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間⑤に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、いずれの申立期間においても、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 3 日から 63 年 7 月まで

私は、昭和 40 年 4 月から 63 年 7 月までの期間において、A社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、17 歳のとき、B市内の学校で免許を取得し、すぐに知人の紹介でC市にあったA社に入社した。」と主張しているが、オンライン記録上、A社が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A社は、商業登記簿における登記を確認できず、公共職業安定所における雇用保険の適用事業所としても確認できない上、D組合及びE組合においてもA社の記録は確認できないほか、申立人が、A社の所在地であったとする地域の近隣の者に事情を聴取しても、A社の所在地等が不明である。

さらに、申立人がA社の事業主及び同僚であったとする者については、オンライン記録上、当該事業主及び同僚と同姓同名で、申立期間当時、A社に勤務していた可能性がうかがえる者が確認できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が、申立期間の直後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているF社の商業登記簿により、申立人は、F社の役員であったことが確認できるところ、F社は、「申立人は、昭和 51 年 3 月から平成 13 年 11 月までの期間において、当社の常勤役員であった。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月にA社B支社に就職し、57 年 4 月 1 日にA社C支社に異動し、60 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間を含む昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日までの期間において、A社C支社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「数年前まで社会保険の事務は各支社で行っていた。B支社の社会保険の事務担当者が、異動日に合わせて、申立人の資格喪失日を昭和 57 年 4 月 1 日として社会保険事務所（当時）に届け出たところ、同年 4 月にC支社が開設された際、C支社の社会保険の事務担当者が、同年 4 月に社会保険事務所に厚生年金保険の新規適用を届け出たが、C支社は同年 5 月 1 日付けで適用事業所となったことから、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないものと思われる。また、A社が保管している源泉徴収簿及び賃金台帳により、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。」としているところ、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（事業所用控）において、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 57 年 5 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、A社から提出されたA社C支社における申立人の給与台帳（源泉徴収簿貼付用）及び個人別賃金台帳の写しにより、申立人の昭和 57 年 4 月分及び 5 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。



また、A社から提出された昭和56年度及び57年度のA社の職員配置表の写しにより、56年度にA社B支社に在籍していた5人が、57年度にA社C支社に異動していることが確認できるところ、当該5人（申立人及び申立人が覚えている同僚2人を含む。）全員が、昭和57年4月1日にA社B支社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった同年5月1日付けで、A社C支社に係る被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれの者も申立期間に係る被保険者記録が確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月25日から同年10月1日まで  
私は、昭和28年1月にA社に入社し、途中で社名がB社に変わったが、32年2月10日まで継続して勤務していた。  
しかし、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

登記簿謄本により、B社は、昭和30年5月9日に会社成立していることが確認できる上、B社の元事業主の子は、「A社がA社C営業所を撤退することになり、A社C営業所の所長であった私の父親が事業を引き継ぎ、B社を設立した。私は、高校卒業後の昭和30年4月に父親の勧めでB社に入社したので、B社は、それ以前からあったと思う。」としていることから、B社は、A社とは別の会社として設立され、申立人は、B社が設立されたときにB社に転籍したものと考えられる。

しかし、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B社は、昭和30年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び申立期間当時のB社の事業主を含む9人は、いずれも同年2月25日にA社に係る被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日にB社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社及びB社に係る申立期間当時の事業主は既に死亡しており、B社の当時の役員及び昭和30年10月1日にB社に係る被保険者資格を取得している複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険

料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月23日から54年2月3日まで  
私は、昭和44年12月23日から54年2月2日まで、A社B支社C支店に正社員として勤務していた。  
しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、D社）は、「当社では、申立人が、昭和40年9月18日に見習社員として採用され、同年12月1日に正社員として登用されて厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年10月1日に嘱託に編入されて同資格を喪失した後、同年12月19日に退社した記録が確認できる。」としているところ、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A社に係る被保険者資格を昭和40年12月1日に取得し、42年10月1日に喪失している申立人と同姓同名で生年月日が同じ者の未統合の被保険者記録が確認できる上、申立人が覚えている同僚二人のうち一人（申立期間における被保険者記録が確認できる者）は、「私は、昭和41年1月ごろ、申立人に誘われてA社に入社した。申立人は、私が入社したときには間違いなくA社に勤務していた。」としていることを踏まえると、申立人は、A社に勤務していた期間を勘違いしている可能性を否定できない。

また、前述の同僚も、申立人がA社に勤務していた期間までは覚えておらず、もう一人の同僚は既に死亡していることから、事情を聴取することができない上、A社の厚生年金保険は本社一括適用であり、申立人が、申立期間において勤務していたと主張するA社B支社C支店の同僚を特定することは困難であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実

をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月1日から2年1月16日までの期間及び同年8月1日から3年6月16日までの期間について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、上記期間を除く期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月1日から2年1月1日まで  
② 平成2年1月1日から同年6月1日まで  
③ 平成2年6月1日から5年2月1日まで  
④ 平成5年2月1日から6年2月1日まで

申立期間①について、私は、平成元年7月1日から同年12月31日までの期間、A社に勤務していた。しかし、社会保険業務センター（当時。以下「業務センター」という。）からの回答によれば、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が2年1月16日となっていることに納得できないので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

申立期間②について、私は、平成2年1月1日から同年5月31日までの期間、B社に勤務していた。しかし、業務センターからの回答によれば、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

申立期間③について、私は、平成2年6月1日から5年1月31日までの期間、C社（現在は、D社）に勤務していた。しかし、業務センターからの回答によれば、私のC社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日は、それぞれ2年8月1日、3年6月16日となっており、2年6月1日から同年8月1日までの期間が厚生年金保険の加入期間になっていないこと、及び3年6月16日から5年2月1日までの期間が厚生

年金保険ではなく、別の年金制度加入期間になっていることに納得できないので、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

申立期間④について、私は、平成5年2月1日から6年1月31日までの期間、E社（現在は、F社）に勤務していた。しかし、業務センターからの回答によれば、申立期間④は厚生年金とは別の年金制度に加入したことになる。申立期間④においてはE社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間④を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成元年7月1日から同年12月31日までA社に勤務していたとしているものの、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、同年7月1日から2年1月15日までの期間において、A社に勤務しており、元年7月から同年12月までの期間の申立人に係る厚生年金保険料が、申立人の給与から控除されていることが確認できる上、A社から提出されたG社（現在は、H社）の代表者名でA社に発出された人事関係文書において、2年1月15日付けで申立人を異動させ、同年1月16日付けで後任者を採用するよう要請する旨が記載されていることが確認できる。A社から提出された後任者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、A社は、後任者に係る被保険者資格取得日を同年1月16日として届け出ていることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成元年7月1日から2年1月16日までの期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人から提出されたB社の在職証明書及びB社の親会社から提出された人事関係文書から、申立人は、平成2年1月16日から同年5月31日までの期間において、B社に非常勤社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録上、B社は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、B社は、「申立期間②当時、社会保険料については、非常勤社員からは、健康保険料のみを控除していた。」としているほか、前述のB社の親会社から提出された人事関係文書により、申立期間②当時、非常勤社員としてB社に勤務していたことが確認できる3人についても、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間③及び④については、申立人から提出されたF社が保管してい

る申立人に係る人事記録により、申立人は、平成2年6月1日にC社に非常勤社員として採用され、3年6月15日にC社をいったん辞職した後、同年6月16日にC社に正社員として採用され、5年2月1日にE社に出向し、6年1月31日にE社を辞職していることが確認できることから、申立人は、申立期間③においてはC社、申立期間④においてはE社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間③のうち、平成2年8月1日から3年6月16日までの期間については、C社に係る厚生年金保険被保険者期間となっていることが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成2年6月1日から同年8月1日までの期間については、D社から提出された健康保険被保険者証台帳の申立人の資格取得年月日欄に「2. 8. 1」及び交付年月日欄に「2. 8. 4」と記載されており、当該資格取得年月日は、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できることから、受領印欄に申立人と同じ姓の押印があることから、申立人は、健康保険証を交付された同年8月4日時点で、同年8月1日にC社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月1日から同年8月1日までの期間においては、被保険者ではなかったことを認識していた可能性を否定できない。

さらに、申立期間③のうち、平成3年6月16日から5年2月1日までの期間及び申立期間④については、D社及びF社は、それぞれ厚生年金とは別の年金制度の加入期間である旨を回答していることから、当該期間は厚生年金保険被保険者の適用除外期間であることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成2年1月16日から同年6月1日までの期間及び同年6月1日から同年8月1日までの期間において、それぞれの事業主により申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成元年7月1日から2年1月16日までの期間及び同年8月1日から3年6月16日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、上記期間を除く期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。